

全国教育研究所連盟規約

- (名 称)
第 1 条 本連盟は全国教育研究所連盟という。
- (組 織)
第 2 条 本連盟は、本連盟に加盟した国・公・私立教育研究所又はこれに準ずる機関をもって構成する。
- (目 的)
第 3 条 本連盟は全国の教育研究機関相互の連絡を緊密にし、相提携して研究調査の進展を図り、教育の改善、進歩に寄与することを目的とする。
- (事 業)
第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
1. 研究成果の刊行
2. 教育研究発表大会の開催
3. 機関紙の発行
4. 教育研究に必要な資料の蒐集及び交換
5. その他本連盟の目的を達成するために必要な事業
- (機 関)
第 5 条 本連盟に下記の機関をおく。
1. 総 会
2. 委 員 会
- (総 会)
第 6 条 総会は委員長の招集により毎年1回春季に開催し、下記に掲げる事項に関し審議する。但し、必要に応じて臨時に総会を開催することができる。
1. 規約の改廃
2. 役員を選出
3. 本連盟の運営並びに事業の遂行に必要な経費の予算及び決算
4. その他本連盟に関する重要事項
2. 総会は加盟機関の過半数の出席がなければ議事を開き決議することはできない。
3. 議事は出席加盟機関の過半数でこれを決する。
- (委員会)
第 7 条 委員会は委員長が招集する。総会の決議に基づき、本連盟の運営に関する重要事項につき審議する。
- 第 8 条 削除
- (役 員)
第 9 条 本連盟に下記の役員をおく。
委 員 長 1 名
副委員長 3 名
委 員 会 8 名
会計監査 2 名
2. 委員長及び副委員長は委員会が推せんし、総会の承認を得なければならない。
3. ① 委員は地区ごとに1名選出する。
② 地区は北海道、東北、関東、東海北陸、近畿、中国四国、九州、民間の8地区とする。
4. 委員長は本連盟の事業に長期にわたり貢献した者若干名を顧問として委嘱することができる。
5. 会計監査は委員会が推せんし、総会の承認を得なければならない。
- 第 10 条 役員は任期をそれぞれ1年とし、重任を妨げない。
1. 役員の欠員を生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (連盟費)
第 11 条 本連盟加盟機関は毎年度下記に掲げるところにより、連盟費を6月30日までに納入するものとする。
国の設置する機関……………5万円
都道府県・政令指定都市の設置する機関
及び私立の機関……………2万5千円
その他の機関……………2万円
2. 連盟費の未納2カ年を超えるものは本連盟より脱退したものとみなす。
3. 地震、津波その他の災害により連盟費の納入が困難となった場合は、当該加盟機関の申請により、委員会の議を経て連盟費の納入を免除することができる。
- (事務局)
第 12 条 本連盟の事務局を東京都内におき、下記の職員をおく。
職員は委員長が委嘱する。
事務局長 1 名
幹 事 若干名
書 記 若干名
- 第 13 条 削除
- (会 計)
第 14 条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
第 15 条 本連盟の経費は連盟費、事業収入、寄附金の収入によって支弁する。
- (附 則)
本規約は、昭和23年12月2日より施行する。
(以下附則一部省略)
(平成23年6月2日一部改正、同日より施行)
(平成23年9月29日一部改正、同日より施行、平成23年4月1日より適用)
(平成24年5月31日一部改正、同日より施行、平成24年4月1日より適用)
(平成27年6月5日一部改正、同日より施行、平成27年4月1日より適用)